

秋田県における歯科衛生士を活用した口腔保健支援センター推進事業

○ 事業名、事業実施体制および情報提供協力者

事業名：秋田県口腔保健支援センター推進事業

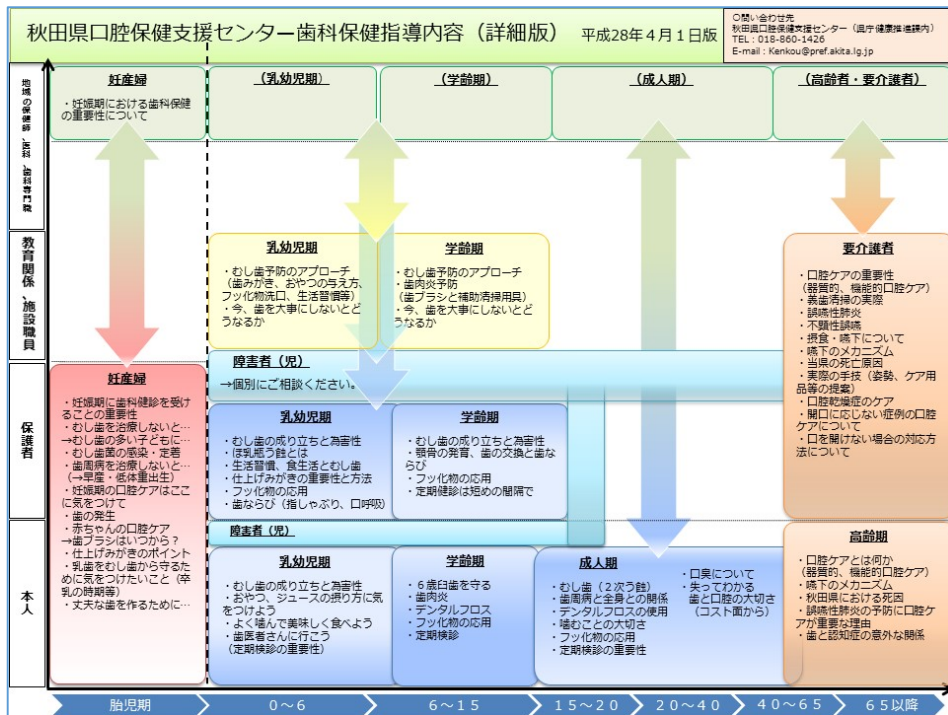
事業実施体制：秋田県

情報提供協力者：秋田県健康福祉部健康推進課 小畑 充彦 氏

○ 事業内容等について

平成 23 年 8 月に公布・施行された歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき、都道府県・政令市等は口腔保健支援センターを設置できることとなった。秋田県では、これに基づき、県内の歯科口腔保健のより一層の推進のため、平成 24 年 4 月に「秋田県口腔保健支援センター」を設置し、歯科衛生士 4 名を非常勤職員として県の財源で雇用することとなった。具体的な取組内容として、(1)市町村に対する歯科保健に関する情報提供等、(2)社会福祉施設、学校等における歯科保健関係者に対する歯科保健指導等、(3)調査研究等の補助等を実施している。

国は口腔保健支援センターの設置を推進するとともに、人的資源として、行政に勤務する歯科衛生士等の積極的な配置を促進している。秋田県における歯科衛生士を活用した口腔保健支援センター推進事業は、全国に先駆けて取組を開始した経緯があり、こうした口腔保健支援センターの運営を通じた歯科衛生士の配置および活動は、未就業等の歯科衛生士の就業モデルとなり得る。



秋田県口腔保健支援センター歯科保健指導内容詳細版（通称：カタログ）